

# 中央大学学員会新潟支部会則

(名称)

第1条 本会は、中央大学学員会新潟支部（略称として「白門会」新潟支部）と称する。

(目的)

第2条 本会は、新潟地域における学員相互の親睦をはかり、連帯と友愛を深め、一致協力して母校中央大学の興隆に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 学員会総会の開催
2. 新年会、ゴルフ大会の開催
3. 講演会、見学会の開催
4. 学員名簿の編纂
5. その他必要と認める事業

(資格)

第4条 本会は、中央大学を卒業した者もしくはこれに準ずる者をもって組織する。

(事務所)

第5条 本会の事務所は新潟市に置く。

(役員)

第6条 本会に、支部長 1 名、副支部長 2 名以内、幹事長 1 名、副幹事長 2 名以内、幹事若干名、会計監事 1 名を置く。

(役員を選任)

第7条 支部長、副支部長、幹事長、副幹事長、会計監事は会員の中から総会において選任する。但し、幹事については幹事会の承認を得て選任できる。

(役員任期)

第8条 役員任期は、すべて 2 年とする。補欠、補充、または増員によって選任された役員任期は、現在役員任期期間と同一とする。

(役員職務)

第9条

1. 支部長は、本会を代表し、会務を掌理する。
2. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代行する。
3. 幹事長は、支部長を補佐し、会務を分掌する。
4. 支部長、副支部長、幹事長、副幹事長、幹事、会計監事は幹事会の構成員となる。
5. 会計監事は、本会の会計を監査する。

(顧問)

第 10 条 本会に顧問を置くことができる。

顧問は、本会の発展に功労があったと認められる者のうちから、幹事会の議を経て支部長が委嘱する。

顧問は、幹事会に出席して意見を述べることができる。

(総会)

第 11 条 総会は、定時総会と臨時総会とし、いずれも幹事会の議を経て支部長が招集する。

定時総会は、隔年毎の 7 月から 9 月の期間中に招集する。

臨時総会は、必要に応じて随時招集する。

総会の議事は、支部長が主宰する。

総会は、役員を選任、会則の制定、変更その他重要な事項を審議する。

(幹事会)

第 12 条 幹事会は、支部長が必要に応じてこれを招集する。

幹事会は、支部長が議長となり、本会の業務執行を決する。但し、日常の業務は支部長、副支部長、幹事長、副幹事長が協議して決する。

(本会の経費)

第 13 条 本会の経費は、寄付金、事業収入、補助金をもって当てる。

(会計報告)

第 14 条 会計監事は、定時総会において任期中の会計報告をするものとする。

付 則

本会則は、総会において議決されたときから効力を生じる。

施行 昭和 54 年 9 月 8 日

改正 平成 5 年 7 月 23 日

改正 平成 19 年 7 月 13 日